

小金井市立小中学校外国人英語指導業務委託プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 業務名

小金井市立小中学校外国人英語指導業務委託

(2) 業務の目的

小金井市立小中学校の授業において、国際的に通用する人材育成を図るとともに、発音、会話等において、外国人による英語指導及び英語活動（以下「英語活動」という。）を効果的に実施し、コミュニケーション能力の向上と国際理解教育を推進することを目的とします。

(3) 業務内容

「小金井市立小中学校外国人英語指導業務委託仕様書（案）」（別紙）のとおり

(4) 契約期間

契約確定日の翌日から令和6年3月31日まで（うち、業務履行期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）

(5) 予算額（見積限度額）

令和4年度予算額 0円（税込み）

令和5年度予算額 20,847千円（税込み）（債務負担行為）

※上限額を超えた提案は無効とします。

(6) 支払方法

口座振込による年2回払いとする。支払時期は、「小金井市立小中学校外国人英語指導業務委託仕様書（案）」（別紙）のとおり

2 実施形式

公募型プロポーザル方式

3 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手方となる候補者及び次点者を選考するために、「小金井市立小中学校外国人英語指導業務委託プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

あらかじめ定められた審査基準に基づき、審査委員会で公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定します。

本業務委託の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。選定後には、候補者と小金井市は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行います。この交渉がまとまらない場合は、次点者に選定された者と交渉を行うこととなります。

5 資格要件

本プロポーザルへ参加するための資格要件（以下「資格要件」という。）は、次に示す全ての事項に該当する者としてします。

- (1) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける物品等競争入札参加資格を有する者で、申請先自治体に「小金井市」の登録がなされている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (4) 小金井市から指名停止措置を受け、指名停止期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に規定する更正手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 小金井市契約における暴力団等排除措置要綱の別表に該当しないこと。
- (7) 自治体との契約において、同様の業務実績を平成30年度から令和4年度までのいずれかの年度に有していること。

6 プロポーザル日程について

番号	内 容	期 日 等
1	プロポーザル実施要領等の配布	令和4年11月17日（木）から 令和4年11月30日（水）まで
2	参加希望申請書等の提出期限	令和4年11月30日（水）
3	資格審査の結果通知	令和4年12月5日（月）
4	質問書の受付	令和4年12月6日（火）から 令和4年12月12日（月）まで
5	質問書に対する回答及び第二次審査の日程をホームページで公表	令和4年12月20日（火）（予定）
6	企画提案書等の提出期限	令和5年1月10日（火）

7	第一次審査（書類審査）	令和5年1月16日（月）
8	第一次審査の結果通知	令和5年1月17日（火）
9	第二次審査（企画提案書の審査、プレゼンテーション及びヒアリングの実施）	令和5年1月30日（月）から令和5年2月10日（金）までのいずれか一日（平日） ※ 日程は、令和4年12月20日（火）（予定）にホームページで公表
10	第二次審査の結果通知	第二次審査の2日後（閉庁日を除く。）
11	候補者の決定及び契約締結	令和5年2月下旬頃

7 プロポーザル実施要領等の配布場所及び期間

- (1) 配布場所 小金井市役所第二庁舎7階 指導室
※小金井市ホームページ (<http://www.city.koganei.lg.jp/>) からダウンロードできます。
- (2) 配布期間 令和4年11月17日（木）から令和4年11月30日（水）（平日の午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。））

8 参加資格確認書類の提出

- (1) 提出書類

様式番号	提出書類の名称	部数
1	参加希望申請書	1部
2	会社概要及び類似業務実績	1部

- (2) 提出期限 令和4年11月30日（水）午後5時まで（必着）
- (3) 提出方法 必要事項を記載し、押印の上、郵送又は直接窓口へ持参
- (4) 提出先 「15 問合せ先」のとおり
- (5) 資格要件の確認

提出資料を基に参加資格の確認を行い、令和4年12月5日（月）に結果を申込者へ通知します。

9 質問と回答

- (1) 提出書類 質問書（様式3） 1部
- (2) 提出期限 令和4年12月12日（月）午後5時まで
- (3) 提出方法 電子メール

※電子メール送信後、電話で受信確認すること。確認時間は、平日の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までは除く。）とします。

- (4) 提出先 「15 問合せ先」のとおり
- (5) 質問回答 令和4年12月20日（火）（予定）に市ホームページに掲載します（個別回答は行いません。）。

10 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

様式番号	提出書類の名称	規格	提出部数
任意様式	企画提案書	A4縦、横書き、10ポイント以上（注釈、図表等の記載を除く。）、両面印刷	8部 (記名1部、無記名7部)
任意様式	見積書	A4縦、税抜き表示 ※ 提案全体の総額及び英語活動1日当たりの単価をそれぞれ記載すること。	8部 (記名1部、無記名7部)

- (2) 提出期限 令和5年1月10日（火）午後5時まで（必着）
- (3) 提出方法 必要事項を記載し、押印の上、郵送又は直接窓口へ持参。
- (4) 提出先 「15 問合せ先」のとおり

11 企画提案書の内容・記載を要する事項

- (1) 会社概要、経営理念及び経営状況
- (2) 仕様に基づく業務の具体的内容
- (3) 外国人英語指導員について
 - ア 雇用数、英語活動の実績
 - イ 採用基準及び採用方法
 - ウ 研修体制及び研修内容
 - エ 労務管理の方法
- (4) 緊急時対応及び事故発生時の対応
- (5) 小中学校各学年の英語活動授業計画
- (6) 教員向け研修のモデルプラン
- (7) 学校との具体的な連絡調整の方法
- (8) 個人情報保護対策

- (9) 仕様書に基づく提案者の業務手法及び優位性

12 プロポーザル審査方法

- (1) 審査基準 別紙審査基準のとおり

- (2) 第一次審査（書類審査）

提出された企画提案書等を対象に審査し、得点が高い順に、上位3事業者を一次審査通過とします。

ただし、応募事業者が3者以下であった場合は第一次審査を行わないものとし、第二次審査において、企画提案書等についても併せて審査することとします。

- (3) 第二次審査（企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリング）

ア 審査委員会において、企画提案書の内容等について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、候補者及び次点者を選定します。なお、総得点が高得点であっても仕様書に沿わない場合や、得点が著しく低い審査項目がある場合は、候補者に選定しないことがあります。

また、応募事業者が一者のみであった場合も第二次審査は実施することとしますが、第二次審査の評価によっては不合格とし、再度、候補者選定を行うこととします。

イ 審査は、非公開とします。

ウ プレゼンテーション及びヒアリング実施方法

(ア) 一者につき、プレゼンテーションは20分以内、ヒアリングは10分程度とします。他者との入れ替え時間を10分程度設けますので、準備時間に充てることができます。

(イ) 提出した資料を用いてプレゼンテーションを行ってください。

(ウ) 出席者は5人以内とします。なお、実際の業務において業務責任者となる者は必ず出席してください。

(エ) プレゼンテーション及びヒアリングに参加しない場合は、失格とします。ただし、交通機関等の事故等、真にやむを得ない理由がある場合は、速やかに「15 問合せ先」に連絡してください。

(オ) プレゼンテーションに機器が必要な場合は、会場に用意するスクリーン及びプロジェクター（有線）の使用を可とします。ただし、ノートパソコン等の機器は持参してください。

13 審査結果

- (1) 一次審査の結果は、令和5年1月17日（火）に、企画提案書等を提出した全

者に通知します。

- (2) 二次審査の結果は、二次審査の2日後（閉庁日を除く。）に、二次審査に参加した全者に通知します。
- (3) 候補者に選定されなかった参加者は、審査結果を通知した日の翌日から起算して7日（閉庁日を除く。）以内に、選定されなかった理由の説明を書面で求めることができます。
- (4) 前項により説明を求められたときは、説明を求めることのできる最終日の翌日から起算して10日（閉庁日を除く。）以内に、書面で回答します。

14 留意事項

- (1) 小金井市は、参加者が提出した資料（以下「参加者提出資料」という。）を次のとおり取扱うものとします。
 - ア 参加者提出資料が次のいずれかに該当する場合、当該参加者提出資料を無効とします。
 - (ア) 本実施要領の規定に違反した記載がされているもの
 - (イ) 虚偽の内容が記載されているもの
 - (ウ) 見積書の通貨が日本円で記載されていないもの
 - (エ) その他、設定した条件を満たしていない場合
 - イ 知的財産権に関する法的保護の観点から、参加希望申請書及び企画提案書の表題部分を除き返却します。この場合、令和5年3月31日（必着）までに、返却を希望する旨の文書（様式自由）及び返信用切手を貼付した封筒を「15 問合せ先」に提出してください。ただし、契約相手方となることが予定されている者については、この限りではありません。
 - ウ 参加者提出資料は、選考を行う作業において、必要な範囲で複製することがあります。なお、参加者提案資料は、返却を希望した資料を除き、小金井市情報公開条例に基づき、公表されることがあります。
- (2) 参加者は、参加希望申請書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。
- (3) 小金井市が提供する資料は、小金井市の許可なく公表及び目的外に使用することはできません。
- (4) 応募に際して要した費用は、参加者の負担とします。
- (5) 提出後の企画提案書等の修正又は変更はできません。
- (6) 候補者が契約までに応募資格等を喪失した場合や、契約に際して事故がある場合は、次点者を候補者とする場合があります。

- (7) 市ホームページ（入札契約情報）に掲載している「業務委託契約書（約款）」、「小金井市競争入札等参加者心得」及び「小金井市契約における暴力団等排除措置要綱」の内容を熟知の上、参加してください。
- (8) 契約手続については、次のとおり取扱うものとします。
- ア 候補者が決定した後、契約手続（随意契約）を行い、原則として5年間は、随意契約を予定しています。ただし、本契約は単年度毎の契約であるため、履行状況が良好でない場合や市の政策変更等により、次年度以降の契約を行わない場合があります。
- また、仕様書（案）「3(3) 英語活動の予定日数及び時数」について年度毎に従量的に変動する部分を除いては、原則として、当該随意契約を行う期間を通じて、契約金額及び仕様の変更は行わないものとします。
- イ 次年度以降、英語活動の実施日数の変動がある場合は、契約の更新時には、当該年度における英語活動の実施日数を考慮し、随意契約を行います。
- (9) 契約の相手方は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結時に納付しなければなりません。ただし、小金井市契約事務規則第47条第2項各号の一に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することがあります。

15 問合せ先

〒184-8504 東京都小金井市前原町3-4-15（小金井市役所第二庁舎7階）

担当者：小金井市教育委員会学校教育部指導室 前川・増田

電話：042-387-9877

FAX：042-383-1133（教育委員会共通）

E-mail：k010399@koganei-shi.jp